

大安協発 第 2-20 号  
令和 2 年 5 月 8 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会



「放置ボンベ撲滅」の取組成果(令和元年度)の

集計結果について(情報提供)

平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

保安 3 法事務連携機構おおさか事務局より、令和元年度「放置ボンベ撲滅」  
の取組成果の情報提供を受けましたのでお知らせいたします。

【添付】

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和元年度）の集計結果について  
令和元年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

以 上

令和2年5月7日

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会 御中

保安3法事務連携機構おおさか事務局  
(大阪市消防局予防部規制課内)

「放置ボンベ撲滅」取組成果（令和元年度）の集計結果について

青葉の候、貴協会におかれましてはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は保安3法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における令和元年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして、ご参考までに別紙のとおりお知らせいたします。内容にご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

今後とも保安3法事務連携機構おおさかの運営にご協力の程よろしくお願いいたします。



保安3法事務連携機構おおさか事務局  
(大阪市消防局予防部規制課内)  
担当 / 堀内・木下 / 06 - 4393 - 6267  
[pa0032@city.osaka.lg.jp](mailto:pa0032@city.osaka.lg.jp)

## 令和元年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

## 保安3法事務連携機構おおさか

令和元年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおりです。

取組実施機関 府内 26 消防本部及び大阪府（高槻市）

取組集計期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

## 1 総括表

## (1) 処理したボンベ本数

ボンベ数 合計	152	撤去数	151	所有者へ返却	66
				所有者以外の販売店が回収	62
				容器管理委員会が回収	21
				その他A	2
	管理状況 是正数	1	温度管理	0	
			転倒防止	1	
			その他B	0	

○撤去数における「その他A」には、次の事例がありました。

- ・市道上に所有者等が不明である容器が不法投棄されていた為、市道を管理する市役所担当課へ連絡し回収に至ったもの。（2件）

## (2) 発見場所数

発見場所数 合計	59	事業所数	39	工場・作業場	16
				飲食店	2
				廃品回収・処分事業所	1
				その他C	20
	空地・道路 ・河川等数	20			

○容器の発見場所の「その他C」には、次のとおり様々な場所で発見されています。

空家、酒類販売事業所、駐車場、住宅（共同住宅、個人宅）、診療所内、学校の理科準備室、事務所内

## 2 ボンベ別

「放置ボンベ撲滅」の取組において、**撤去したボンベの本数**をガス種・状態別に集計

	ガス種別 本数	状態別				
		さび	変形	長期間存置	投棄	その他
酸素	26	10	0	19	5	2
炭酸ガス	8	4	0	6	0	2
アセチレン	14	11	0	12	2	0
LP ガス	45	13	0	34	9	1
フルオロカーボン	36	34	1	35	2	0
その他	10	6	0	7	1	0
不明	12	11	1	11	3	0

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

## 3 覚知・発見場所・対応別

「放置ボンベ撲滅」の取組において、**撤去したボンベの本数**を覚知・発見場所・対応別に集計

覚知別	発見場所別	対応別			
		所有者へ 返却	所有者以外 の販売店が 回収	容器管理 委員会が 回収	その他
立入検査	工場・作業場	11	47	1	0
	飲食店	1	0	0	0
	廃品回収・処分事業所	0	0	0	0
	その他	4	2	0	0
その他 職員発見 ・通報等	工場・作業場	12	1	0	0
	飲食店	1	0	0	0
	廃品回収・処分事業所	3	0	0	0
	その他	12	8	3	0
	空地・道路・河川等	22	4	17	2

## 4 経緯等

○容器の放置から発見・通報に至るまで、府内で次のような事例がありました。

- ・立入検査時、工場内でLPGボンベ2本放置していたのを確認したもの。
- ・立入検査時、事業所内で臭化メチルボンベ1本を放置していた事を確認したもの。
- ・消防職員が管内の池の土手で放置されているLPG容器を発見したもの。
- ・シルバーパトロール中の職員が、市道上に不法投棄されているボンベ2本を発見し、処分について消防に相談があったもの。
- ・立入検査時、学校の理科準備室で消防職員が炭酸ガス容器を発見したもの。
- ・家屋解体作業中の業者が、土の中に埋もれているLPG容器を発見して消防に通報したもの。
- ・消防職員が予防広報中に市道上で放置ボンベ（空気）を発見し、市道を管理する市役所担当課に連絡したもの。
- ・歩道上に存置されていたLPG容器を通行中の市民が発見し、消防に通報したもの。

- ・自宅内に長期間あったL P G容器の処分方法の問い合わせを受けた際に覚知したもの。
- ・住宅敷地内にボンベ等が残存している旨を近隣住民から市長部局に通報、市長部局から消防に連絡があったもの。
- ・消防職員が管内巡回のため当該空家前を通りかかったところ、庭にL P G容器が置かれているのを発見したもの。
- ・住民が車庫内の整理を行っていたところ、L P G容器が置かれているのを発見したもの。
- ・廃品回収業者の空地において、粗大ごみが大量に置いてあり何とかしてほしいと市役所へ市民から依頼があり、市役所職員が確認したところ、数本の高圧ガス容器を発見し、消防へ通報したものの。
- ・消防職員が管内の長屋（空家）において放置されていたL P Gボンベを発見したもの。
- ・河川敷内に投棄されていたガス種不明の容器を発見した市民から消防に通報があったもの。
- ・事務所移転のため従業員が事務所内の倉庫を整理していたところ、放置されているヘリウムガスボンベ1本を発見し、処分に困り消防へ通報したもの。
- ・住宅街道路上の路肩に放置されているアセチレンガスボンベを付近住人が発見し通報したもの。
- ・市民から、20年ほど前に在宅酸素で使用していたボンベについて消防に相談があり覚知したものの。
- ・立入検査時、事業所の関係者からアセチレンガスとL P G容器の処分に困っていると相談を受けたもの。
- ・立入検査時、事業所の関係者から隣接する空家にL P G容器が放置されていると相談があり覚知したもの。
- ・運動競技場における特別警戒中に、消防職員が駐車場内に放置されているL P G容器を発見したもの。
- ・共同住宅の清掃業者が敷地内に放置されたL P G容器を発見し、消防に通報したもの。
- ・事業所関係者から、当該事業所倉庫内に放置されているL P G容器の処分方法について消防に相談があり覚知したもの。
- ・職員が通勤途上に道路の側溝に不法投棄されているフルオロカーボンの容器を発見したもの。
- ・店舗屋外に置かれている容器（酸素、フルオロカーボン、アセチレン、液化石油ガス）が危険であるため、撤去してほしいと市民から消防に相談があり覚知したもの。
- ・駐車場に放置された酸素容器を近隣住民が不安に思い駐車場の所有者へ連絡。駐車場所有者がボンベ所有者に連絡がつかなかったため、消防へ通報したもの。
- ・駐車場内において、関係者がボンベのボルトを外していた際、火災が発生し消防に通報したもの。
- ・立入検査時に飲食店内に放置されていた炭酸ガス容器を発見したもの。
- ・製作所内にゴミ屑が侵入するのを防ぐため、当該製作所の従業員が酸素ガス容器を溝に存置していたものを、水利調査時に発見したもの。
- ・立入検査時、溶接溶断事業所において、酸素、アセチレン及び混合ガス（アルゴン＋炭酸ガス）容器を発見したもの。
- ・路上で当市職員（自治推進課員）が窒素容器をパトロール中に発見し、消防へ通報したもの。
- ・公園内で市民の通報を受けた警察職員がL P G容器を発見し、消防へ通報したもの。
- ・私有地内において、雑草を伐採していた際にアセチレン、酸素容器を発見し、消防へ通報したものの。
- ・駐車場で駐車料金の回収に訪れた回収員が酸素容器を発見し、消防へ通報したもの。